



内閣府

平成 25 年 9 月 25 日
内閣府大臣官房
公益法人行政担当室

勧告に対する公益財団法人全日本柔道連盟の 対応状況について

平成 25 年 7 月 23 日、公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣。担当大臣は稲田内閣府特命担当大臣）に対する勧告に基づき、行政庁から（公財）全日本柔道連盟に対し公益認定法第 28 条第 1 項に基づく勧告が出され、これを受けて同年 8 月 30 日に同法人から「勧告に係る措置状況報告書」が行政庁に提出されました。

同報告書の写しは、行政庁の事務を担当する当室から公益認定等委員会に送付し、同委員会において、勧告の趣旨に沿った措置がとられつつあるかどうか、同法人の対応状況について関係法令の規定にも照らしつつ精査が行われてきましたが、今般、現段階における精査結果が取りまとめられ、担当の稲田大臣に報告されました。法人に対しては、当室から報告の内容を伝えています。

詳細は、別添資料を御覧ください。

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

（内閣府公益認定等委員会事務局） 中里、馬淵

TEL : 5403-9538 (直通)

FAX : 5403-0231

勧告に対する（公財）全日本柔道連盟の対応状況について

平成 25 年 9 月 20 日

平成 25 年 7 月 23 日、公益認定等委員会（以下「当委員会」という。）から行政庁への勧告に基づき、行政庁である内閣総理大臣から（公財）全日本柔道連盟に対し、公益認定法第 28 条第 1 項に基づく勧告が出された。これを受けて、同年 8 月 30 日に同法人から行政庁に「勧告に係る措置状況報告書」が提出され、当委員会も行政庁からその写しの送付を受けた。

これに関し、当委員会では、勧告の趣旨に沿った措置がとられつつあるかどうか、同法人の対応状況を関係法令の規定にも照らしつつ精査しているところであるが、現段階における議論は、おおむね以下のとおりである。

執行部、理事会、監事については、それぞれの責任がおおむね明らかにされ、それに対応する措置も一定程度講じられてきている。また、助成金の返還や受給の際の規定遵守などについても、勧告の趣旨に沿った措置がとられつつある。

一方で、評議員の責任の明確化のように残されたままの課題があり、競技者レベルを含む暴力問題への対策の徹底や評議員会の改革を始めとして道半ばの措置が少なくない。これらについては、同法人において実効性のある取組が迅速かつ着実になされることが重要であり、その取組を注視していく必要があるものの、一定の方針が示され、それを具体化して実施するとされていることから、今後の取組に期待する。

また、実施に移された措置については、その実効性を法人自ら具体的に検証することが必要であり、これについては、今後の報告を待つこととしたい。

今後、公益法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築する観点から、法人運営において各機関の相互牽制が機能するよう留意し各機関の責任を明確にしながら、理事会・評議員会の改革や旧執行部による改革改善プロジェクトの検証、選手や加盟団体等との意思疎通の在り方の改革など、報告書に掲げられた「新執行部の方針」等に基づき、新体制による着実な取組がなされることが期待される。